

農林水産省登録
第22158号

殺菌剤

パスポート顆粒水和剤

TPN水和剤

令和6年6月26日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「もも」に適用病害虫名「黒星病」を追加する。
- ・作物名「なし（西洋なしを除く）」及び「西洋なし」、適用病害虫名「黒星病」の使用時期を「収穫後～落葉終了まで」に変更し、総使用回数を「3回以内」に変更する。
- ・作物名「いちじく」を追加する。
- ・作物名「パッションフルーツ」を追加する。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
もも	灰星病 果実赤点病 黒星病	1000倍	200～700 L/10a	収穫前日まで	6回以内	散布	6回以内
なし (西洋なしを除く)	黒星病			収穫後～落葉終了まで	3回以内		3回以内
西洋なし				収穫30日前まで			
いちじく	疫病 さび病	3000倍		収穫前日まで	2回以内		2回以内
パッションフルーツ	円斑病	1500倍		収穫14日前まで	3回以内		3回以内

使用上の注意事項の変更

【追加事項】

- ・いちじくに使用する場合、果実及び葉に薬害が生じるおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社